

湯河原町国際交流推進事業助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の民間団体が行う国際交流事業、国際協力事業又は国際理解事業（以下「国際交流事業等」という。）を支援するため助成金を交付し、もって民間レベルの国際交流活動、国際協力活動又は国際理解活動の一層の促進を図ることを目的とする。

(民間団体の定義)

第2条 この要綱において「民間団体」とは、文化、スポーツなどの事業活動を行う民間の団体で、次の要件に該当するものをいう。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 事務所の所在地及び主な活動の場が町内であること。
- (2) 代表者及び構成員が、原則として町民であること。
- (3) 3年以上の活動実績があること。
- (4) 運営に当たり、目的、組織、代表者等の定めがあること。

(対象事業)

第3条 助成金の交付対象とする事業は、次の国際交流事業等とする。

- (1) 民間団体が海外において実施する文化、スポーツ等の国際交流事業又は開発途上国の支援を目的として実施する国際協力事業（以下「海外プログラム」という。）
- (2) 民間団体が海外等から人を招いて町内で実施する文化、スポーツ等の国際交流事業（以下「国内プログラム」という。）
- (3) 民間団体が町内において実施する国際理解事業（以下「国際理解プログラム」という。）
- (4) 民間団体が町内において実施する外国籍町民に対する支援、外国籍町民との交流等を目的とした国際交流事業等（以下「内なる国際化プログラム」という。）

2 前項の国際交流事業等は、当該団体が自ら企画、実行する事業でなければならない。

3 海外プログラムの編成人数は、原則として5人以上とする。

4 国内プログラムは、町民と交流し、又は町民に公開されるものであること。

5 国際理解プログラムは、町民の国際理解を推進する事業で、町民に公開されるものであること。

6 次に掲げる事業は、助成金の交付対象事業としない。

- (1) 政治的活動を目的とする事業
- (2) 宗教的活動を目的とする事業
- (3) 個人又は特定企業の利益を目的とする事業
- (4) その他町長が不相当と認める事業

(助成金の交付の額)

第4条 助成金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は次のとおりとする。

(1) 海外プログラム (30 人を限度とする。)

海外諸都市で実施するもの

参加者 1 人当たり 30,000 円

(2) 国内プログラム

ア 公演形式の文化交流事業

(ア) 定員 100 人未満の事業 50,000 円

(イ) 定員 100 人以上 300 人未満の事業 100,000 円

(ウ) 定員 300 人以上の事業 150,000 円

イ 展示形式の文化事業

展示日数に、展示床面積が 50 平方メートル以下の場合は 5,000 円を乗じた額とし、50 平方メートルを超える場合は、5,000 円に 50 平方メートルを増すごとに 5,000 円を加算した額を乗じて得た額

ウ スポーツ交流事業

招請する人数 1 人当たり 11,000 円 (30 人を限度とする。)

エ ホームステイ交流事業

招待する人数 1 人当たり 11,000 円 (30 人を限度とする。)

オ その他の事業

町長がその都度定める額

(3) 国際理解プログラム

1 事業につき 28,000 円 (事業費が 28,000 円に満たない場合は、事業相当額とする。)

(4) 内なる国際化プログラム

1 事業につき 28,000 円 (事業費が 28,000 円に満たない場合は、事業相当額とする。)

2 国内プログラムにおいて、1 プログラムで 2 以上の事業を行う場合の助成金の額は、最も高い額となる事業を行う場合の額とする。

3 同一の民間団体への助成金の交付は、当該年度 1 回とする。

4 町の他の助成を受ける場合は、本要綱で規定する助成額からその助成額を差し引いた額とする。

(交付申請等)

第5条 助成金の交付を受けようとする民間団体の代表者は、湯河原町国際交流推進事業助成金交付申請書 (様式第 1 号) に、次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 参加者名簿

(3) その他参考となる書類

2 前項の申請書の提出期限は、原則として実施事業開催予定日の3月前から1月前までの間とする。

3 町長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査して交付の適否を決定し、湯河原町国際交流推進事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該代表者に通知するものとする。

（報告書の提出）

第6条 助成金の交付を受けた民間団体の代表者は、事業を完了した日から20日以内に、湯河原町国際交流推進事業助成金実績報告書（様式第3号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 事業実施時の写真

(3) その他町長が必要と認める書類

（交付決定の取消し等）

第7条 町長は、助成金の交付を受けた民間団体が、次のいずれかに該当したときは、当該決定を取消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 申請について不正な行為があったとき。

(2) 第2条の規定による要件を欠くに至ったとき。

(3) 事業計画書の内容が事実と相違したとき。

(4) その他町長が特に不適當な事情があると認めたとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。